○愛媛県農業近代化資金利子補給金交付要綱

令和８年４月１日施行
最終改正日：令和８年10月１日改正
（令和９年１月１日適用）

（利子補給）

第１条　県は、農業近代化資金融通法（昭和36年法律第202号。以下「法」という。）第２条第３項に規定する農業近代化資金（以下「農業近代化資金」という。）を貸し付ける同条第２項各号に掲げる融資機関（以下「融資機関」という。）に対し、愛媛県補助金等交付規則（平成18年愛媛県規則第17号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところにより、当該農業近代化資金に係る利子補給金を交付する。

（農業近代化資金の利子補給率）

第２条　農業近代化資金の利子補給率は、知事が別に定める。

（利子補給契約書）

第３条　利子補給についての契約は、知事が当該融資機関との間に締結する利子補給契約書によつて行なうものとする。

（利子補給の額）

第４条　利子補給金の額は、毎年１月１日から６月30日まで及び７月１日から12月31日までの各期間における農業近代化資金につき、第２条第１項各号に掲げる資金ごとの融資平均残高（計算期間中の毎日の最高残高（延滞額を除く。）の総和をその期間中の日数で除して得た金額とする。）にそれぞれ当該資金の利子補給率を乗じて得た額の合計額とする。

（請求書の提出）

第５条　融資機関は、利子補給金の請求を行う場合は、前条に規定する各期間ごとに利子補給金請求書（別記様式）を作成し、当該期間満了後１月以内に知事に提出しなければならない。

（利子補給金の交付）

第６条　知事は、前条の請求書を受理したときは、内容を審査し、適当であると認めたときは、利子補給金を交付するものとする。

（帳簿書類の備付け）

第７条　融資機関は、利子補給に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿書類を備え、これを当該利子補給が完了し、又は打ち切られた年度の翌年度から起算して５年間保存しなければなら

ない。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

附　則

１　この通知は、令和８年10月１日から施行し、令和９年１月１日から適用する。

２　この通知の適用の日前に利子補給承認が行われた農業近代化資金については、なお従前の例による。